

■ 太陽光発電設備を設置している方への案内

太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の課税の対象となる場合があります。課税の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。ただし、償却資産は課税標準額の合計が150万円未満の場合は固定資産税が課税されませんが、その場合でも事業を営まれている限り、償却資産の所有状況の申告は毎年必要となります。償却資産申告書を送付させていただきますので、税務課までご連絡ください。

● 太陽光発電設備での申告が必要となる方

設置者	申告が必要となる場合
法人	事業の用に供している資産になります。 <u>売電をされているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象となります。</u>
個人 (個人事業主)	店舗やアパート、農業など事業を営む方が、 <u>その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となります。</u> <u>売電されているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象となります。</u>
個人 (住宅用)	住宅用太陽光発電設備(発電出力10キロワット未満の設備)を事業の用に供していない場合は償却資産として申告の対象となりません。 <u>※ただし発電出力10キロワット以上の設備は、売電事業用の資産となりますので申告が必要です。</u>

※「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復しておこなうことをいいます。

■ マイナンバー制度への対応について

今年度申告分より、マイナンバー制度に対応するために「償却資産申告書」の中央上部に「個人番号又は法人番号」を記載するようになっております。

例年は償却資産に異動が無い場合は印鑑を押して提出して頂くだけで結構でしたが、今年度よりマイナンバーを記入する必要があるために記入漏れや記入誤りには充分ご注意ください。



■ 問合せ先： 町役場 税務課 賦課係 償却資産担当 ☎ 0994(65)8414

肝付町合併10周年記念事業



日時	1月31日(日)14時～(開場：13時15分～)
会場	町文化センター
入場料金	入場料金：2000円(当日2500円) 【全席自由・消費税込】 ※宝くじの助成による特別料金・前売券絶賛発売中 ※前売券が完売の場合は、当日券の発売はありません。
入場券発売所	町文化センター・肝付町役場企画調整課・高山温泉ドーム(★)・肝付町観光協会(★)・肝付町役場岸良出張所・肝付町商工会(高山本所・内之浦支所) (※★マーク以外は平日のみ販売)

町役場
■ 問合せ先： 企画調整課
☎ 0994(65)8422

■ 主催：肝付町、肝付町教育委員会、鹿児島県、(一財)自治総合センター
■ 後援：肝付町文化協会、肝付町観光協会、肝付町商工会、NPO法人きもつき情報化推進センター、NPO法人きもつきコミュニティ放送、南日本新聞社、NHK鹿児島放送局、NHKサービスセンター